

(お知らせ)
(府 同 時)



平成30年6月29日
京都市子ども若者はぐくみ局
担当：子ども若者未来部育成推進課
電話：746-7610

旧優生保護法に関連した資料等の保管状況等調査の結果について

平成30年4月25日付けで厚生労働省から依頼があった標記の調査について、京都市の調査結果がまとまりましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 調査内容

旧優生保護法第3条、第4条、第12条に基づき実施された優生手術について、現時点で保有する資料や記録

(1) 省令様式等の保有状況の調査

優生手術申請書、健康診断書、優生手術実施報告書等の有無及び件数

(2) 優生手術関連の件数、個人が特定できる情報の調査

申請数、審査結果、審査の結果手術を行うことが適当とされた者の性別・年齢階層、手術を受けた者の性別・年齢階層等の件数

(3) その他保有する資料等

優生手術に関する情報が含まれている統計資料や通知等の件名・概要等

2 調査結果

(1) 省令様式等の保有状況

資料の存在は確認できませんでした。

(2) 優生手術関連の件数、個人が特定できる情報

資料の存在は確認できませんでした。

(3) その他保有する資料等

発見された資料は「①（京都市）優生保護相談所事業実施要綱」と、「②統計資料」のみであり、個人の特定につながる資料等は発見されませんでした。

3 統計資料から確認できた主な内容

（優生手術実施報告件数）※昭和27年～平成8年。ただし、昭和56年、58年及び平成5年を除く。

昭和20年代	昭和30年代	昭和40年代	昭和50年代	昭和60年代以降	計
566件	4,774件	1,123件	741件	486件	7,690件

（参考）旧優生保護法条文に応じた内訳

任意の優生手術（旧優生保護法第3条各号該当）	7,685件
強制優生手術（旧優生保護法第4条該当）	3件
保護義務者の同意による優生手術（旧優生保護法第12条該当）	2件
計	7,690件

（参考）旧優生保護法とは

昭和23年に、当時の優生学上の見地から不良な子孫の出生を防止し、母体の健康を保護することを目的として成立した法律。

平成8年に「母体保護法」に改正されており、改正から20年以上経過している。